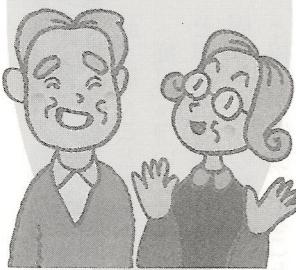


みんなの安心 介護保険制度とは…

65歳
以上の人

(第1号被保険者)



介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

※保険料の納入

- 年令によって納める方法が違います。
65歳以上の人→老齢年金・退職年金を年18万円以上受けている人は、その年金から自動的に納められます。
それ以外の人は個別に納入します。

※給付が受けられる人

- 日常生活で介護などが必要になった人です。
65歳以上の人→介護が必要になった原因を問わず給付が受けられます。

40歳以上
65歳未満の人

(第2号被保険者)



国民健康保険や職場の医療保険に入っている人
老化が原因とされる病気(※特定疾病)により介護や支援が必要とされた場合にサービスを利用できます。

※保険料の納入

- 年令によって納める方法が違います。
40歳~64歳の人
→医療保険料と一緒に納入します。

※給付が受けられる人

- 日常生活で介護などが必要になった人です。
40歳~64歳の人
→老化に伴う15種類の病気が原因で介護が必要になった場合に限られます。

※特定疾病とは…

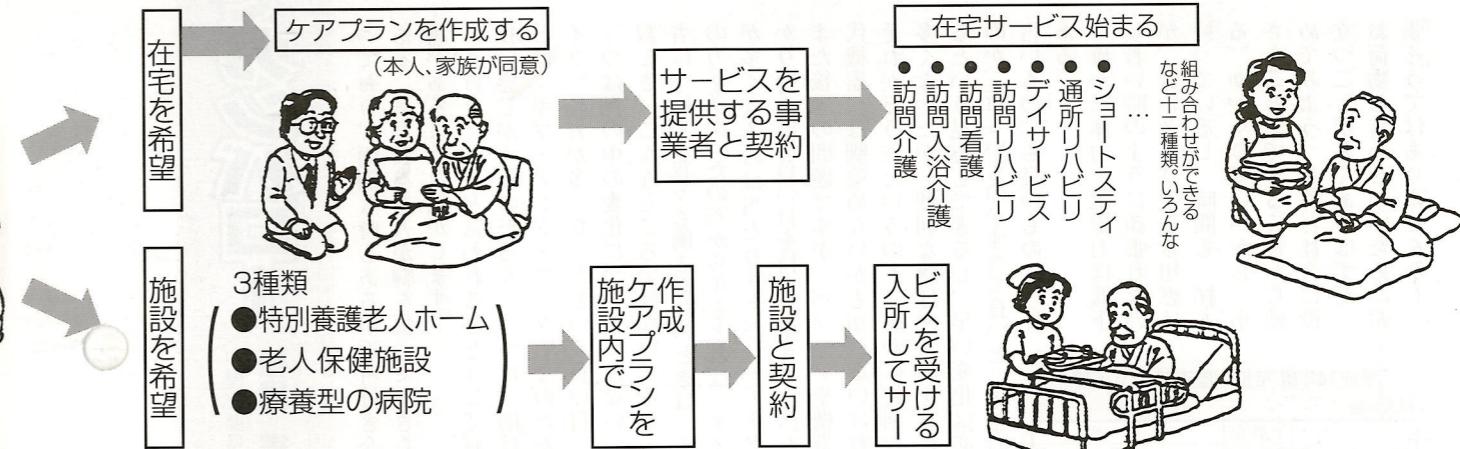
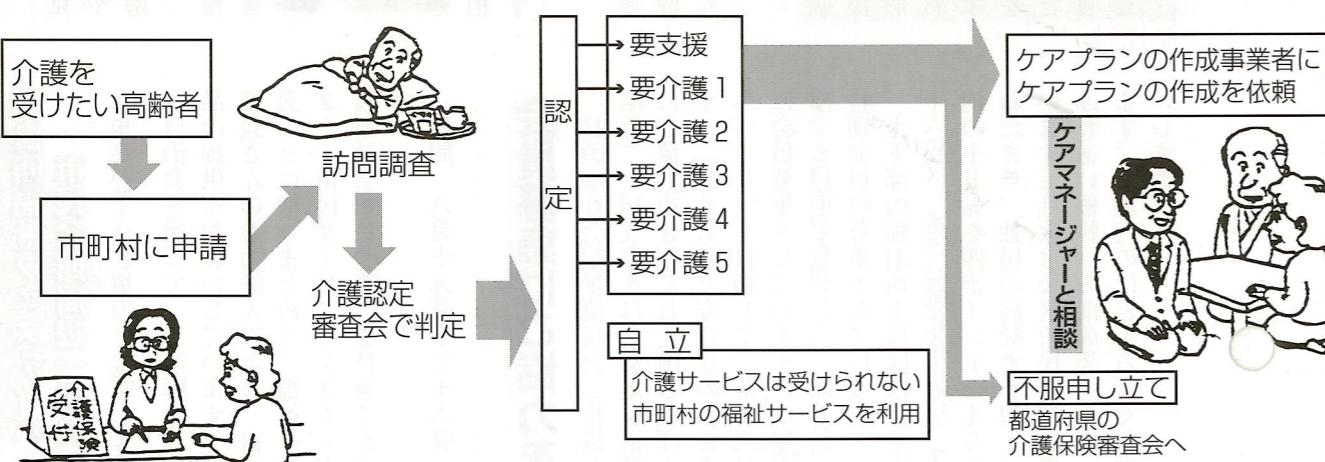
次の15の疾病が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- シャイ・ドレーガー症候群
- 初老期における痴呆
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



介護サービスを受けるには、申請をして「要介護認定」を受けなければなりません。

介護サービスを受けるまで



介護保険でサービスを受けるまでの流れ

①申請

介護が必要になったら、市役所高齢福祉課へ申請してください。

②訪問調査

調査員が家庭に訪問して、身体状況等をお聞きします。

③審査

主治医の先生の意見も参考にして、保健、医療、福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、どれくらいの介護が必要かの判定(要介護認定)を行います。

④認定

判定結果(要介護度)によって、1ヶ月間で利用できるサービスの限度額が決まります。

要支援 61,500円 要介護1 165,800円 要介護2 194,800円

要介護3 267,500円 要介護4 306,000円 要介護5 358,300円

*非該当(自立)と判定された方は、介護サービスは受けられません。各務原市独自の生活支援サービスをご利用していただきます。

⑤ケアプラン作成

在宅サービスを利用する場合は、介護支援専門員(ケアマネージャー)に相談して、ケアプランを作成します。施設へ入所する場合は、その施設内でサービス計画を立てます。

⑥サービスの利用

利用者負担は費用の1割です。
施設での介護を利用した場合は、1割負担のほかに食費などがかかります。

⑥利用できるサービス

在宅でのサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護(ショートステイ)
- 痴呆対応型共同生活介護(痴呆性高齢者グループホーム)
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具の貸与
- 居宅介護福祉用具購入費
- 居宅介護住宅改修費
- 居宅介護支援事業
- 施設への入所
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養型病床群)

*介護保険の利用について こんなところに注意して下さい!

○認定申請

各家庭で介護が必要な状況になったら、すぐに介護保険の認定申請をして下さい。
認定申請をしないと介護保険を利用できません。

○福祉用具の購入

福祉用具が必要になったらすぐ買ってしまわないで、一度在宅介護支援センターに相談して下さい。
在宅介護支援センターには一部貸し出しきれる物があります。可能であれば試用し確認して、利用者に適した物を購入して下さい。
いろいろな福祉用具がありますが、購入の場合には介護保険が適用される物とされない物がありますので注意して下さい。

○住宅改修

住宅改修が必要になったら、すぐに工事に取り掛からないで下さい。
工事内容が介護保険に適用されるか否か、市役所か当センターに問い合わせ下さい。
工事業者は信頼できますか?少なくとも工事図面と工事見積があり、介護保険の適用説明を受けておられますか?

○ショートステイ

利用希望者が多く、希望される日にご利用できないことがあります。利用予定が決まつたら、直ぐに電話で申し込んで仮予約をして下さい。

<疑問、質問がございましたら、気軽に電話でお問い合わせ下さい>
在宅介護支援センター つつじ苑 TEL71-7368

社協だより



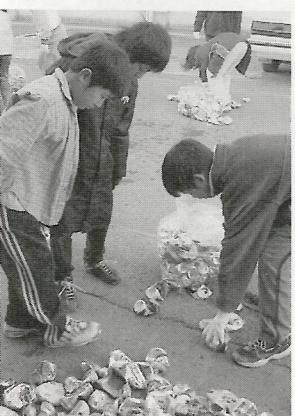
なかや

第15号

平成15年3月31日
編集・発行各務原市社会福祉協議会
中屋支部アルミ缶
古切手
古テレカ回収

福祉の心を育む

稲羽西小学校

本校では、総合的な学習の一環として、
四年生がアルミ缶や使用済みの切手、テ

レホンカード等の回収に取り組んでいます。

「車椅子や白杖を買いたい。」「盲導犬の育成や点字ブロックの設置に役立てる。」等の願いを持ち、全校児童や地域に協力を呼び掛けてきました。

また、自らもアイマスクや車椅子等の体験をし、その体験を通して障害を持つている方々の気持ちを四年生なりに理解し、共に生きる生き方を考えることができました。

一年間の様々な活動、体験を通して生まれてきた自分から率先して多くの人々と関わろう、優しい気持ちで接していくこうとする姿を大切に、さらに充実した取り組みを進めていきたいと思っています。(文責 杉本美也子)

体の不自由な人の役に立ちたい
四年 進藤 美穂

私は「体の不自由な人の役に立ちたい。」と思ういました。
私は「体の不自由な人の役に立ちたい。」
いう思いが、ますます強くなりました。
これからも、アルミかんや古切手、古テレカを少しでも多く集めたいです。そして、困っている人を見かけたら、声をかけて手助けしたいです。

平成14年度

支部社協事業報告

月 日	活 動 内 容
4月25日	第一回役員会 役員選出、事業計画、予算審議
5月19日	稲西校区グランドゴルフ大会
5月30日	◆社協支部長・福祉推進員合同会議 市社協事業計画、支部社協活動について ふれあい・いきいきサロンについて 地域介護講習会について
6月	各自治会「ミニユーティー会議」の推進 上中屋町 四月・成清町 七月・上戸町 四月・大佐野町 四月・神賀町 六月
7月12日	介護講習会 癫呆予防、転倒防止について 参加人数45名
7月18日	◆第一回自治会連合会長・社協支部長・民生委員地区会長合同会議 社協員会費募集について 福祉イーステイバルチャリティーバザーについて
7月25日	◆第二回役員会 ◆社協員会員募集について、親子ふれあいについて、休息ベンチについて
8月	●社協だより「なかや」14号 発行
8月1日	●親子ふれあいの会(更木支部との共催) 人形劇(ほどん公演「神社におちたかみなり・科学パフォーマンス参加人数118名)
8月8日	●福祉フェスティバル協力
8月	●社協会員募集
8月1日	●社協だより「なかや」14号 発行
8月8日	●親子ふれあいの会(更木支部との共催) 人形劇(ほどん公演「神社におちたかみなり・科学パフォーマンス参加人数118名)
8月	●第二回役員会 前・後期の事業について、共同募金・たすけあい募金について
8月8日	●稲西小校区市民体育大会 表彰及び講演「ハンセン病の歴史に学ぶ」
8月	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
8月8日	●福祉まちづくりフォーラム「〇〇一 シノボジウム「住民参加の地域福祉活動計画について」
9月8日	●各務原市社会福祉大会 表彰及び講演「人生100年夢プラン」
9月25日	◆第二回自治会連合会長・社協支部長・民生委員地区会長合同会議 社協員会費募集について、共同募金について、共同募金について
10月6日	●稲西小校区市民体育大会 表彰及び講演「ハンセン病の歴史に学ぶ」
10月23日	●岐阜県社会福祉大会 表彰及び講演「ハンセン病の歴史に学ぶ」
10月24日	●第二回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
10月24日	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
10月6日	●福西フェスティバル協力
10月23日	●第二回自治会連合会長・社協支部長・民生委員地区会長合同会議 社協員会費募集について、共同募金について、共同募金について
10月24日	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
10月24日	●第二回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
11月7日	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
11月7日	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
11月30日	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」
12月	●第三回役員会 基調報告「住民参加の地域福祉活動計画について」

平成14年度 支部社協収支決算

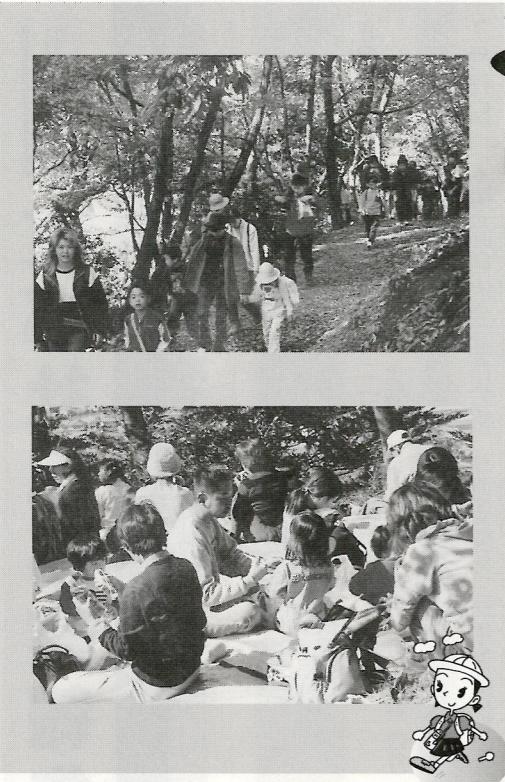
収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
繰越金	248,456	248,456	0	
交付金	270,000	273,000	3,000	社協会費の40%
助成金	140,000	85,794	-54,206	機関紙代・親子ふれあいの会
共催事業負担金	0	19,150	19,150	親子ふれあいの会更木支部負担
預金利息	20	9	-11	
計	658,476	626,409	-32,067	

支出の部

区分	予算額	決算額	差引残額	備考
事務費	10,000	1,715	8,285	切手代・用紙代等
共通実施事業	140,000	84,160	55,840	
福祉教育事業	10,000	10,000	0	三世代ふれあい広場・介護講習会
友愛訪問事業	100,000	68,160	31,840	ねたきり老人訪問・独居老人訪問
支部育成事業	30,000	6,000	24,000	役員会(年4回)
メニュー事業	155,000	116,094	38,906	
機関紙発行	130,000	77,794	52,206	機関紙発行(年2回)
福祉映画会	20,000	38,300	-18,300	人形劇
会費説明会	5,000	0	5,000	会費趣旨説明会
その他の事業	131,000	90,750	40,250	
共催事業	40,000	40,000	0	グランドゴルフ大会・市民運動会(各20,000円)
啓発事業	56,000	15,750	40,250	休息ベンチ(上中屋町・成清町)
ふれあい事業	35,000	35,000	0	各町内コミュニティ会議(町内5,000円)
予備費	222,476	0	222,476	
計	658,476	292,719	365,757	





三井山歩け歩け大会

河田 政一郎

11月3日は、我が町、上戸町では自治会主催の「三世代ふれあいイベント」の実施で三井山歩け歩け大会を開催。老若男女を問わずの参加に町内中の遠足そのもの。受付を済まし、弁当におやつ入りの手提げ袋を頂く。やがて出発である。辿り着いた三井山、なだらかな坂道、一步一歩登りながら時々歓声があがる。やがて頂上に到着、既に役員の方々によってシートが敷き詰められてあった。先ず一服、いや此處で食事か、早くも弁当を広げ、おにぎりを食べながら、眼下を見下ろす。近くは我が町、木曽川を見渡せるあたりは、まるで箱庭をおもわせる。ここまで来れば、四方三百六十度全部見渡せるところ。たまにはこんなところで、食事をともにするのも、楽しいではないか。さあ新鮮な空気を胸一杯吸い込んで、明日への原動力にしよう、と誰かの声が聞こえる。



「童心にかえって楽しい物作り」

神置町近隣ケア 森 由子

そして童心にかえつて一緒に作った紙トンボ、首尾よく指先にとつた時の皆さんのうれしそうなお顔はとても印象的でした。

楽しく過ごしてもらいたいと願いながらはじめて二時間、あつという間に過ぎてしまいました。終りに今回ご協力いただいた皆さんに御礼申し上げます。お帰りの際に私達が手分けして作った小物いろいろ、お土産に差し上げ無事終りました。

六月二十六日、心配していた雨も上がり十時、「ふれあいサロン」を開催しました。はじめに「つじ苑」の講師にお話ををお願いし、内容は「ひきこもり」にならないよう等身近なもので皆さんのお役にたつたのではないでしようか。

次は、「ご存じ『安来節』」の登場です。町内の広瀬さんが「楽しい雰囲気にしてしまう」と演じてくれました。温かいご好意ありがとうございました。(アンコールできなが) 最後は自治会長がご自分の体験談を混じえながら次々と飛び出すアイディア満載の作品の数々に「あれ?」「不思議だね?」と驚きと笑いがいっぱい。

機会がございましたら感想をお聞き、次回の参考にしたいと思います。

後日、

また機会がございましたら感想をお聞き、次回の参考にしたいと思います。

また機会がございましたら感想をお聞き、次回の参考にしたいと思います。